

議第1号

上田都市計画道路の変更について

令和2年(2020年)1月30日提出
長野県都市計画審議会長

元都第349号
令和2年(2020年)1月15日

長野県都市計画審議会長 様

長野県知事

上田都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

上田都市計画道路の変更(長野県決定)

都市計画道路中3・6・26号中常田新町線を3・6・26号中常田岩門線に名称を改め、3・3・1号上田篠ノ井線ほか4路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・1	上田篠ノ井線	東御市 和字西田	上田市 小泉字下川原島	上田市 上塩尻字合ノ田	約 15,880 m	地表式	4	25m	幹線街路と平面交差4箇所	
	3・3・2	下之条吉田線	上田市 下之条字横田	上田市 吉田字三丁目	上田市 築地字久保田	約 1,790 m	地表式	4	25m	幹線街路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差2箇所	
	3・4・6	下塩尻大屋線	上田市 下塩尻字岩鼻	東御市 和字丸山	上田市 中央四丁目及び 中央北一丁目	約 12,270 m	地表式	2	16m	北陸新幹線と立体交差1箇所、 幹線街路と立体交差1箇所、 幹線街路と平面交差11箇所	
	3・5・17	北天神町古吉町線	上田市 天神二丁目	上田市 吉田字古池下	上田市 上田原字一ノ口	約 4,950 m	地表式	2	12m	北陸新幹線と立体交差1箇所、 しなの鉄道と立体交差1箇所、 幹線街路と平面交差6箇所	
	3・6・26	中常田岩門線	上田市 常田二丁目	上田市 古里字社宮司	上田市 古里字膳ノ橋	約 2,490 m	地表式	2	8m	幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画区域において、社会情勢の変化等を勘案し、道路網の見直しを行った結果、4路線の区域変更、1路線の終点の変更を行うものである。

変 更 理 由 書

上田都市計画道路は、昭和8年の当初計画決定以降、市町村合併による行政区域の拡大や高度経済成長に伴う交通需要の増加に対応するため、中心市街地から郊外へ拡げた結果、現在34路線が計画決定されている。計画延長は約110.5kmであり、このうち整備済延長は約40.1kmであり、整備率は約36%（平成31年3月末時点）にとどまっており、極めて低い状況にある。

都市計画道路は都市全体の骨格を形成し、安全で安心な市民生活の確保や産業の進展、周辺地区と一体となった良好なまちなみ形成など、快適な生活環境を作り出すうえで最も基幹的な役割を果たす都市施設であり、その多くが戦後及び高度経済成長期の人口増加や市街地拡大を想定し、都市計画決定されたものである。

しかし、近年は人口減少、少子高齢化、コンパクトシティへの転換、経済成長の鈍化等、都市計画決定時と比べ社会情勢が大きく変化している。上田市においても2055年には人口10万人を割ると推測されており、当時の将来都市像と現状の間で乖離が生じているため、人口減少社会に対応し、持続可能な都市構造へ転換するための都市計画道路のあり方を再検討する必要性が生じた。

また、都市計画道路の区域内は、将来における事業の円滑な施行を担保するため、都市計画法第53条による建築制限が課されるが、必要性等に変化が生じた路線をそのままにしておくことは、個人の権利を過大に制限し、まちづくりを行っていくうえでも大きな制約となるおそれがある。

これらを踏まえ、「上田都市計画区域マスタープラン」との整合を図り、必要性、代替道路の有無、実現性、ネットワークなどの観点から検証を行い、計画的で効率の良いまちづくりを推進するために「上田都市計画道路の見直し計画」を策定し、平成29年度には先行して丸子地域の都市計画道路の変更を行った。今回は上田地域の都市計画道路の変更を行うものである。

上田都市計画道路 3・3・1号上田篠ノ井線の変更について

変更理由書

本路線は、昭和29～33年の合併による都市計画区域の拡大に伴う都市計画の再検討の結果、昭和37年に都市交通の円滑化と健全なる市街地発展を図るため、計画幅員25mで計画決定された道路である。

本路線と交差する上田市決定の3・4・7号上田駅川原柳線及び3・6・25号大手町下郷線の一部区間の廃止に伴い、交差点隅切り部の一部区域を廃止する。

上田都市計画道路 3・3・2号下之条吉田線の変更について

変更理由書

本路線は、千曲川左岸地域に主要幹線道路を整備することにより、一般国道18号、143号及び市街地の交通混雑の緩和を図るとともに、千曲川左岸方面の土地利用の増進に寄与することで上田市の発展に資するため、平成3年に計画幅員25mで計画決定された道路である。

本路線と交差する上田市決定の3・5・18号下堀山口線の一部区間の廃止に伴い、交差点隅切り部の一部区域を廃止する。

上田都市計画道路 3・4・6号下塩尻大屋線の変更について

変更理由書

本路線は、昭和29～33年の合併による都市計画区域の拡大に伴う都市計画の再検討の結果、昭和37年に都市交通の円滑化と健全なる市街地発展を図るため、計画幅員16mで計画決定された道路である。

本路線と交差する上田市決定の3・5・15号下塩尻半過線の廃止、3・4・7号上田駅川原柳線及び3・6・25号大手町下郷線の一部区間の廃止に伴い、交差点隅切り部の一部区域を廃止する。

上田都市計画道路 3・5・17号北天神町古吉町線の変更について

変更理由書

本路線は、昭和29～33年の合併による都市計画区域の拡大に伴う都市計画の再検討の結果、昭和37年に都市交通の円滑化と健全なる市街地発展を図るため、計画幅員12mで計画決定された道路である。

本路線と交差する上田市決定の3・6・27号山口福田線の廃止に伴い、交差点隅切り部の一部区域を廃止する。

上田都市計画道路 3・6・26 号中常田新町線の変更について

変更理由書

本路線は昭和8年の当初決定以降、昭和29～33年の合併による都市計画区域の拡大に伴う都市計画の再検討の結果、昭和37年に都市交通の円滑化と健全なる市街地発展を図るため、計画幅員8mで計画決定された道路である。その後も交通量の増大に対応し、交通混雑の解消と当該地域の土地利用の増進に寄与するため線形及び幅員の変更を行っている。

終点側の一部区間においては、主要地方道小諸上田線が幅員8mで近接して整備されており、変更区間の代替路線の役割を担っていることから、終点側延長約1,540mを廃止して終点を変更するとともに、路線名を中常田岩門線に変更する。

新旧対照表(長野県決定)

(新)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・1	上田篠ノ井線	東御市 和字西田	上田市 小泉字下川原島	上田市 上塩尻字合ノ田	約 15,880 m	地表式	4	25m	幹線街路と平面交差4箇所	
	3・3・2	下之条吉田線	上田市 下之条字横田	上田市 吉田字三丁目	上田市 築地字久保田	約 1,790 m	地表式	4	25m	幹線街路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差2箇所	
	3・4・6	下塩尻大屋線	上田市 下塩尻字岩鼻	東御市 和字丸山	上田市 中央四丁目及び 中央北一丁目	約 12,270 m	地表式	2	16m	北陸新幹線と立体交差1箇所、 幹線街路と立体交差1箇所、幹 線街路と平面交差11箇所	
	3・5・17	北天神町古吉町線	上田市 天神二丁目	上田市 吉田字古池下	上田市 上田原字一ノ口	約 4,950 m	地表式	2	12m	北陸新幹線と立体交差1箇所、 しなの鉄道と立体交差1箇所、幹 線街路と平面交差6箇所	
	3・6・26	中常田岩門線	上田市 常田二丁目	上田市 古里字社宮司	上田市 古里字膳ノ橋	約 2,490 m	地表式	2	8m	幹線街路と平面交差3箇所	

(旧)

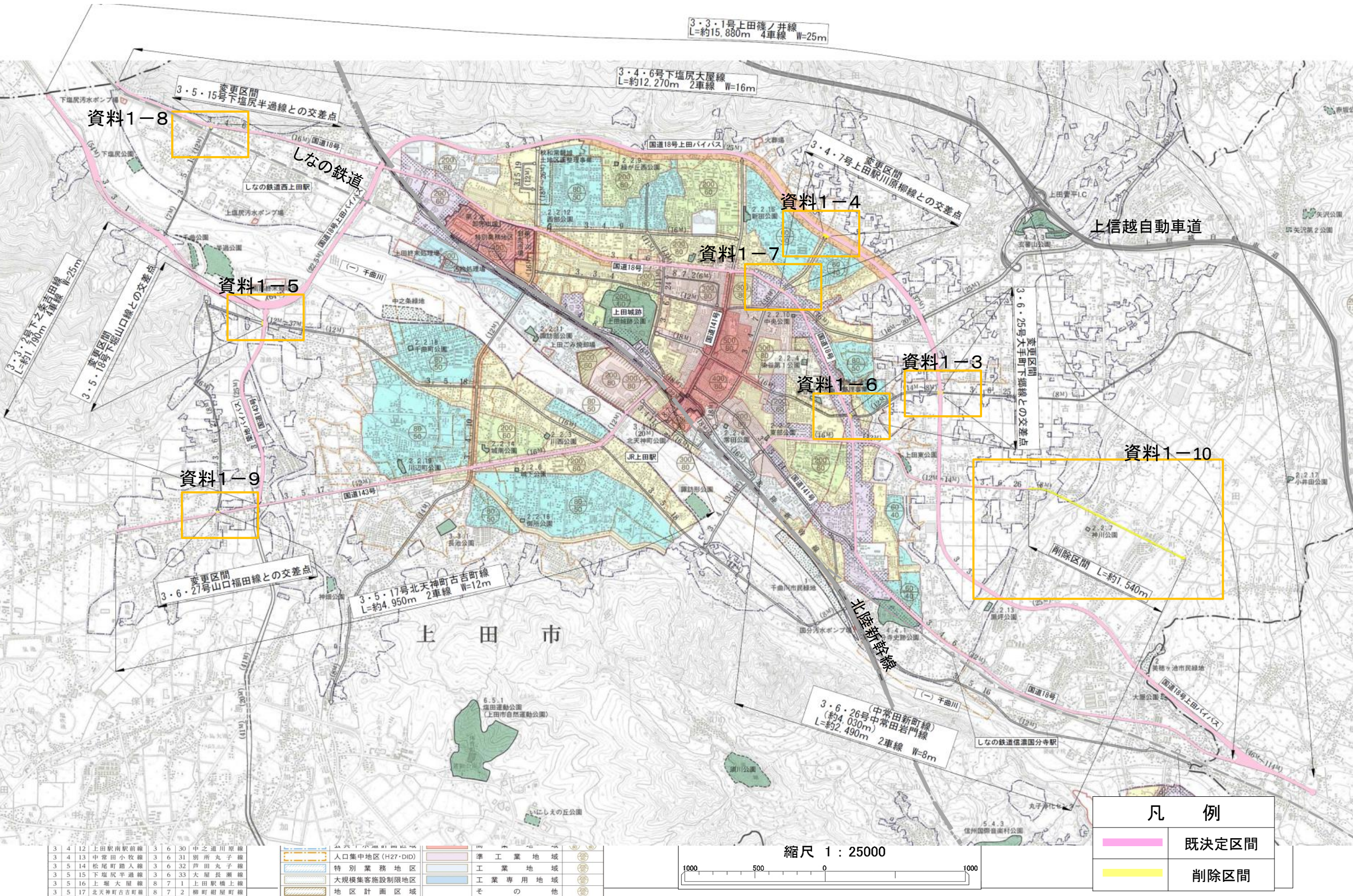
種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・1	上田篠ノ井線	東御市 和字西田	上田市 小泉字下川原島	上田市 上塩尻字合ノ田	約 15,880 m	地表式	4	25m	幹線街路と平面交差7箇所	
	3・3・2	下之条吉田線	上田市 下之条字横田	上田市 吉田字三丁目	上田市 築地字久保田	約 1,790 m	地表式	4	25m	幹線街路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差2箇所	
	3・4・6	下塩尻大屋線	上田市 下塩尻字岩鼻	東御市 和字丸山	上田市 中央四丁目及び 中央北一丁目	約 12,270 m	地表式	2	16m	北陸新幹線と立体交差1箇所、 幹線街路と立体交差1箇所、幹 線街路と平面交差12箇所	
	3・5・17	北天神町古吉町線	上田市 天神二丁目	上田市 吉田字古池下	上田市 上田原字一ノ口	約 4,950 m	地表式	2	12m	北陸新幹線と立体交差1箇所、 しなの鉄道と立体交差1箇所、幹 線街路と平面交差7箇所	
	3・6・26	中常田新町線	上田市 常田二丁目	上田市 芳田字新町	上田市 古里字社宮司	約 4,030 m	地表式	2	8m	幹線街路と平面交差3箇所	

都市計画の策定の経緯の概要

上田都市計画道路の変更（長野県決定）

（ 3・3・1号上田篠ノ井線、3・3・2号下之条吉田線、3・4・6号下塩尻大屋線、
3・5・17号北天神町古吉町線、3・6・26号中常田岩門線 ）

事 項	時 期	備 考
地 元 説 明	平成26年 10月～11月	
都 市 計 画 変 更 案 の 申 出 (都市計画法第15条の2第1項)	令和元年 9月17日(火)	
公 聴 会 開 催 公 告	令和元年 10月24日(木)	
素 案 の 閲 覧	令和元年 10月25日(金) から 令和元年 11月15日(金) まで	
公 聴 会 (都市計画法第16条第1項)	令和元年 11月17日(日)	公述申出がなかったため 中止
市 町 村 意 見 聴 取 (都市計画法第18条第1項)	令和元年 11月22日(金)	
計 画 案 の 公 告 (都市計画法第17条第1項)	令和元年 11月28日(金)	
計 画 案 の 縦 覧 (都市計画法第17条第1項)	令和元年 11月28日(木) から 令和元年 12月13日(金) まで	
市 町 村 意 見 聴 取 回 答 (都市計画法第18条第1項)	令和2年 1月22日(水)	
長 野 県 都 市 計 画 審 議 会 (都市計画法第18条第1項)	令和2年 1月30日(木)	
都 市 計 画 変 更 告 示 (都市計画法第20条第1項)	令和2年 2月下旬	以下予定



3 4 12	上田駅南駅前線	3 6 30	中之道川原線		人口集中地区(H27-DID)		準工業地域		特別業務地区		工業地域		工業専用地域		地区計画区域		その他
3 4 13	中常田小段線	3 6 31	別所丸子線		特別業務地区		工業地域		大規模集客施設制限地区		工業専用地域		工業専用地域				
3 5 14	松尾町踏入線	3 6 32	芦田丸子線		地区計画区域		その他										
3 5 15	下塩尻半過線	3 6 33	大屋長瀬線														
3 5 16	上堀大屋線	8 7 1	上田駅橋上線														
3 5 17	北天神町古吉町線	8 7 2	柳町耐屋町線														

上田都市計画道路の見直し計画（上田地域）の概要

【変更及び廃止路線】

（長野県決定）

- 3・3・1号 上田篠ノ井線【**交差路線の廃止に伴う一部区間の廃止**】
- 3・3・2号 下之条吉田線【**交差路線の廃止に伴う一部区間の廃止**】
- 3・4・6号 下塩尻大屋線【**交差路線の廃止に伴う一部区間の廃止**】
- 3・5・17号 北天神町古吉町線【**交差路線の廃止に伴う一部区間の廃止**】
（中常田新町線）
- 3・6・26号 中常田岩門線【**終点側L=約1,540mの廃止**】

（上田市決定）

- 3・4・7号 上田駅川原柳線【**終点側L=約670mの廃止**】
- 3・4・9号 生塚新田線【**交差路線の廃止に伴う一部区間の廃止**】
- 3・4・13号 中常田小牧線【**交差路線の廃止に伴う一部区間の廃止**】
- 3・5・15号 下塩尻半過線【**全線の廃止**】
- 3・5・16号 上堀大屋線【**交差路線の廃止に伴う一部区間の廃止**】
- 3・5・18号 下堀山口線【**起点側L=約1,500m、終点側L=約550mの廃止**】
- 3・6・24号 北天神町緑が丘線【**終点側L=約420mの廃止**】
- 3・6・25号 大手町下郷線【**終点側L=約3,810mの廃止**】
- 3・6・27号 山口福田線【**全線の廃止**】

【変更及び廃止の理由】

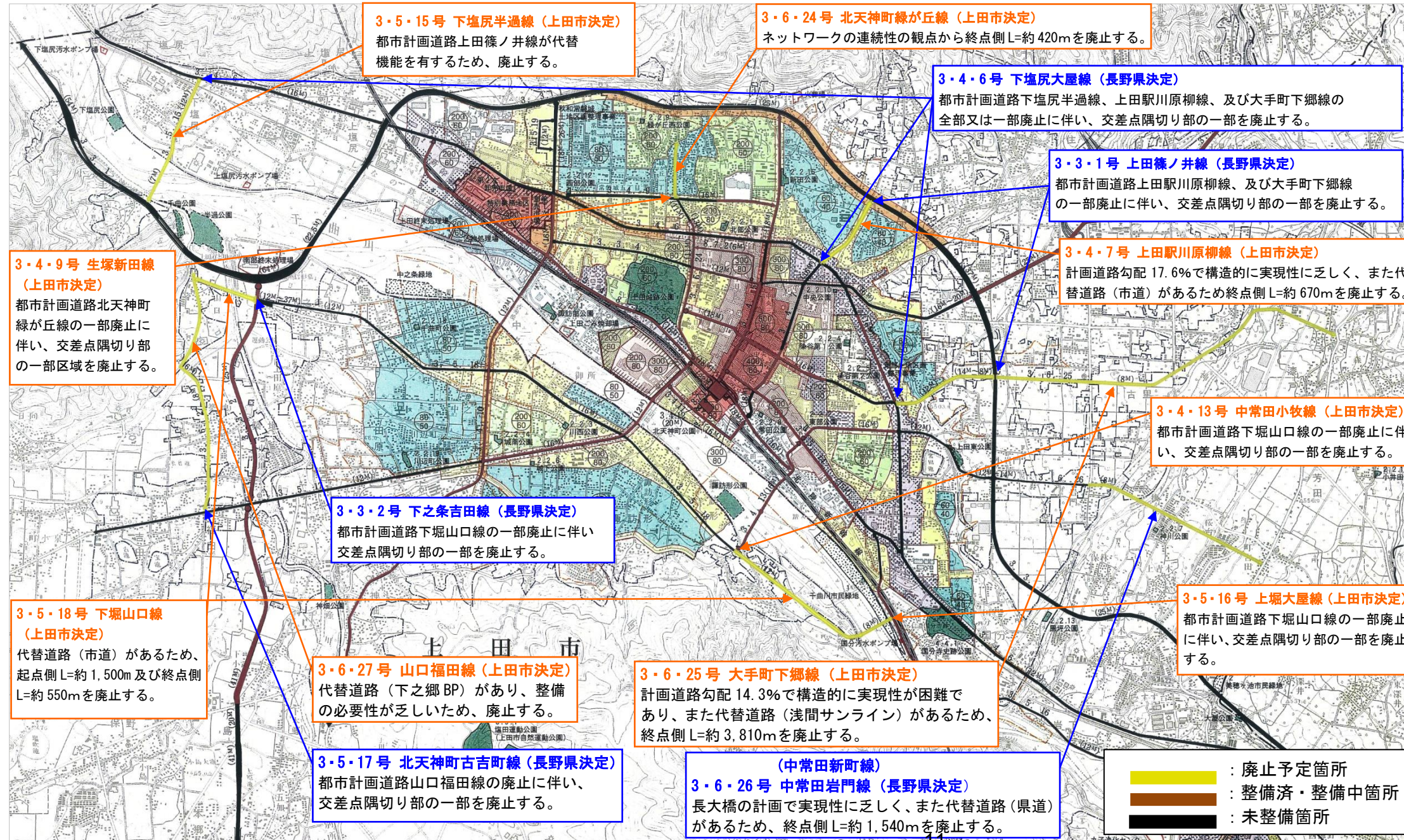
上田都市計画道路は、昭和8年の当初計画決定以降、市町村合併による行政区域の拡大や高度経済成長に伴う交通需要の増加に対応するため、中心市街地から郊外へ上げた結果、現在34路線が計画決定されている。計画延長は約110.5kmであり、このうち整備済延長は約40.1kmであり、整備率は約36%（平成31年3月末時点）にとどまっており、極めて低い状況にある。

都市計画道路は都市全体の骨格を形成し、安全で安心な市民生活の確保や産業の進展、周辺地区と一体となった良好なまちなみ形成など、快適な生活環境を作り出すうえで最も基幹的な役割を果たす都市施設であり、その多くが戦後及び高度経済成長期の人口増加や市街地拡大を想定し、都市計画決定されたものである。

しかし、近年は人口減少、少子高齢化、コンパクトシティへの転換、経済成長の鈍化等、都市計画決定時と比べ社会情勢が大きく変化している。上田市においても2055年には人口10万人を割ると推測されており、当時の将来都市像と現状の間で乖離が生じているため、人口減少社会に対応し、持続可能な都市構造へ転換するための都市計画道路のあり方を再検討する必要が生じた。

また、都市計画道路の区域内は、将来における事業の円滑な施行を担保するため、都市計画法第53条による建築制限が課されるが、必要性等に变化が生じた路線をそのままにしておくことは、個人の権利を過大に制限し、まちづくりを行っていくうえでも大きな制約となるおそれがある。

これらを踏まえ、「上田都市計画区域マスタープラン」との整合を図り、必要性、代替道路の有無、実現性、ネットワークなどの観点から検証を行い、計画的で効率の良いまちづくりを推進するために「上田都市計画道路の見直し計画」を策定し、平成29年度には先行して丸子地域の都市計画道路の変更を行った。今回は上田地域の都市計画道路の変更を行うものである。



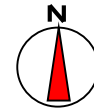
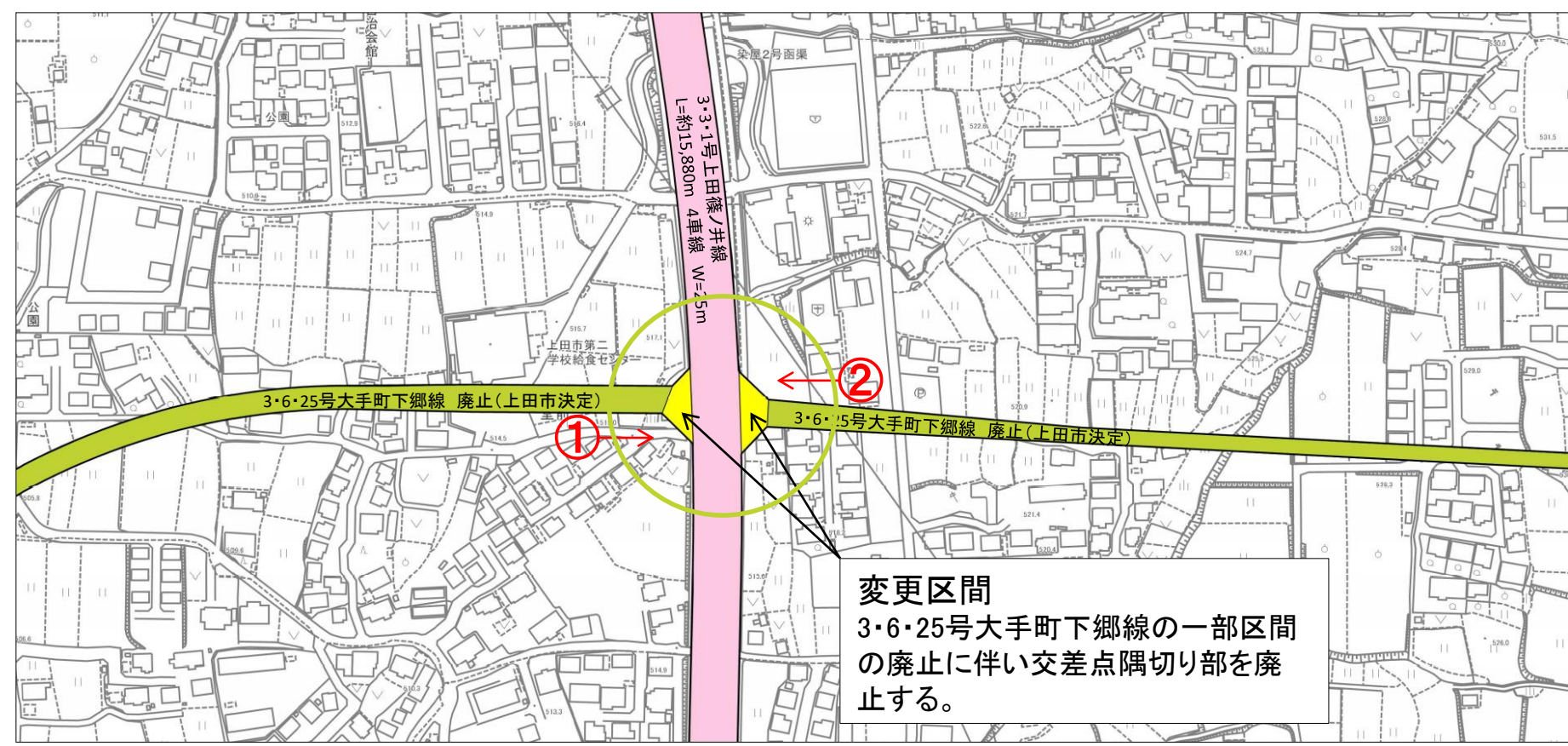
○見直し手法

- ① 必要性の検討評価
（都市環境機能、防災機能、収容空間機能、市街地形成機能、交通機能）
- ② 代替道路の検討評価
（現道活用の検討、代替路の検討）
- ③ 実現性の検討評価
（周辺環境保全、道路構造の妥当性、事業の困難性）
- ④ 道路網としての検証
（都市内ネットワークの観点から見た妥当性）

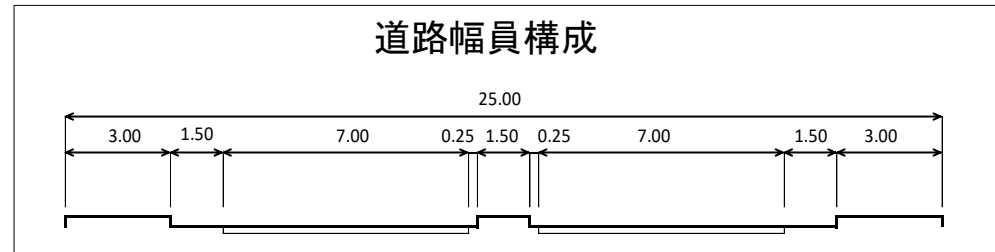
○見直しの経緯

- ・平成26年3月
上田都市計画と丸子都市計画の統合 上田都市計画道路の見直し方針（原案）策定
- ・平成26年8月
上田市都市計画審議会（見直し方針説明）
- ・平成26年10月～11月
9地域の協議会（見直し方針説明） パブリックコメント及び市民説明会（市内5会場）
- ・平成27年2月
上田市都市計画審議会（見直し計画案説明）
- ・平成27年3月
見直し計画策定
- ・平成28年3月
上田市都市計画審議会
都市計画道路（丸子地域）変更の素案説明
- ・平成28年4月～平成29年3月
都市計画道路（丸子地域）の変更について都市計画法に基づく手続き
- ・平成29年7月6日
上田都市計画道路（丸子地域）変更の告示

上田都市計画道路の変更 計画図(長野県決定) 3・3・1号 上田篠ノ井線 その1



凡 例	
	既決定区間
	廃止区間
	市決定による廃止区間

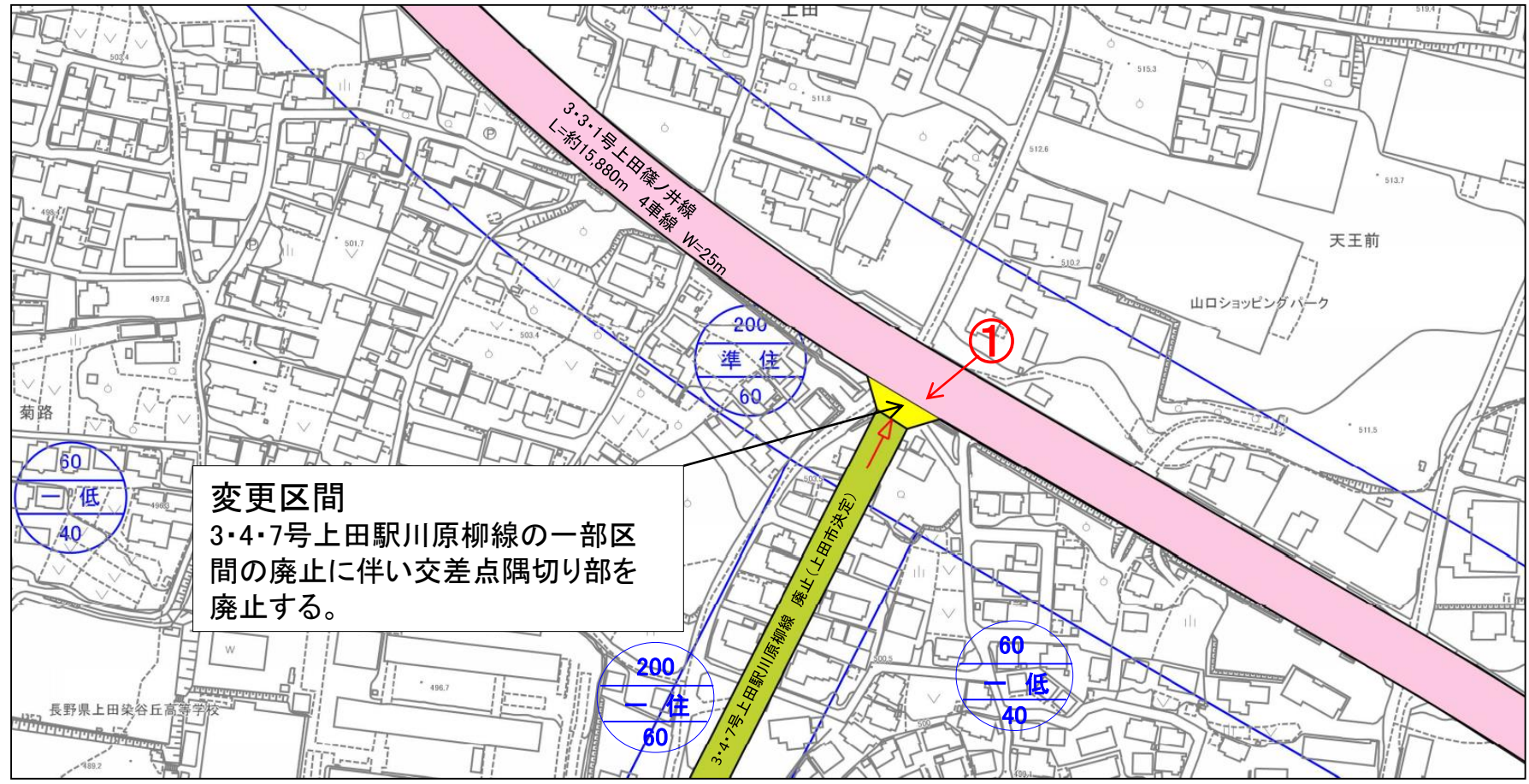


上田都市計画道路3・3・1号 上田篠ノ井線の変更について 変 更 理 由

本路線と交差する上田市決定の3・6・25号大手町下郷線の一部区間の廃止に伴い、交差点隅切り部の一部区域を廃止する。

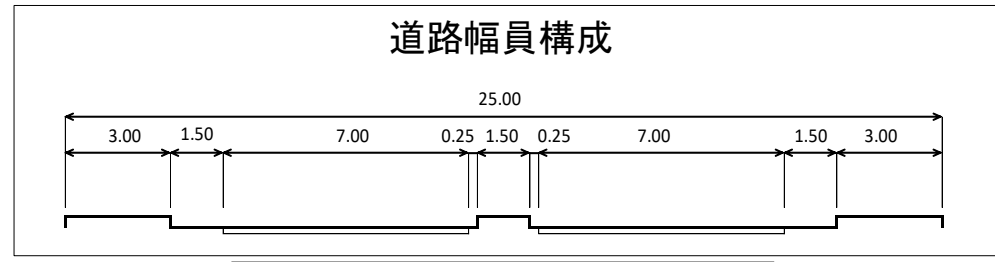


上田都市計画道路の変更 計画図(長野県決定) 3・3・1号 上田篠ノ井線 その2



変更区間
 3・4・7号上田駅川原柳線の一部区間の廃止に伴い交差点隅切り部を廃止する。

凡 例	
	既決定区間
	廃止区間
	市決定による廃止区間

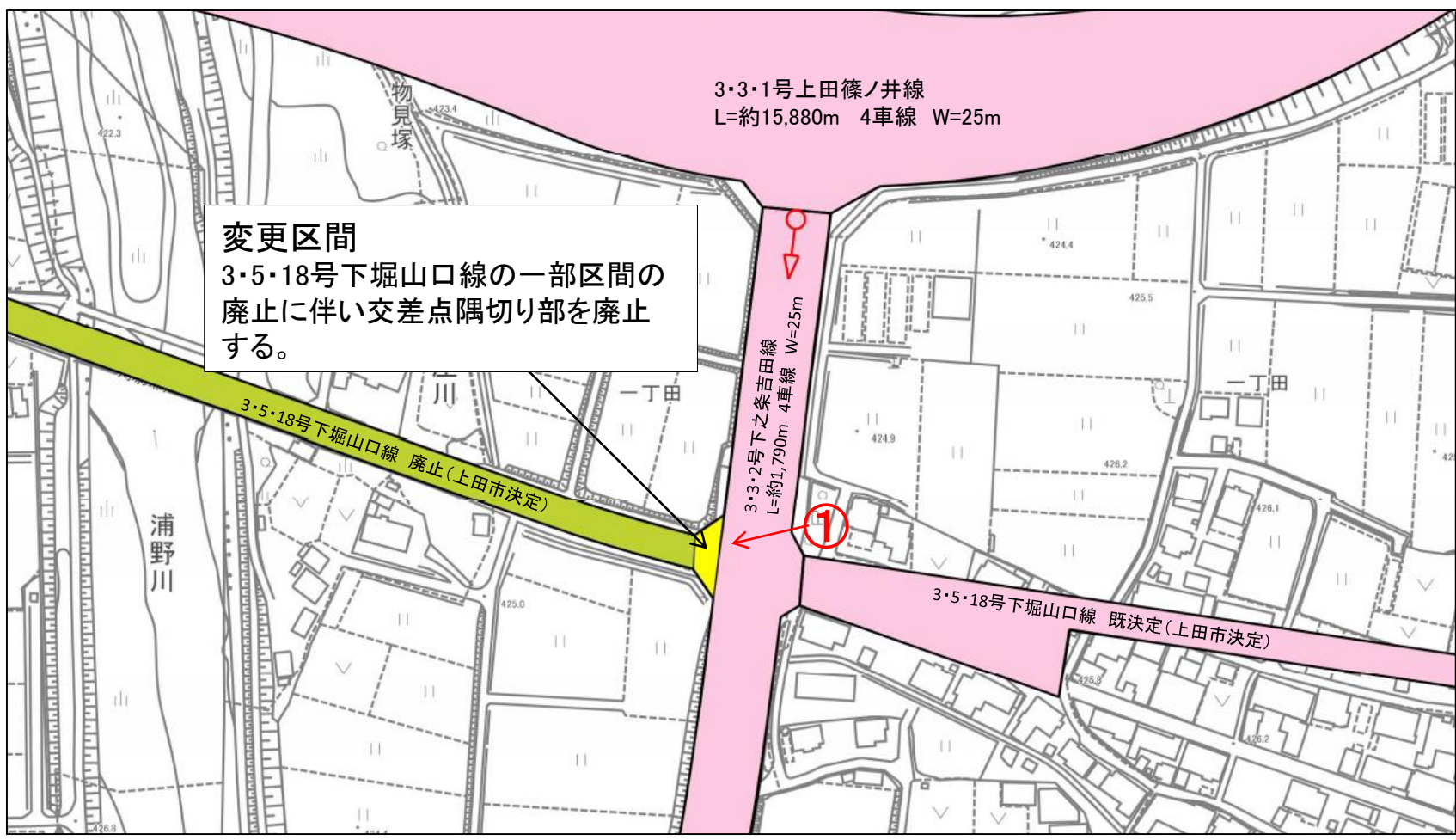


上田都市計画道路3・3・1号 上田篠ノ井線の変更について 変更理由

本路線と交差する上田市決定の3・4・7号上田駅川原柳線の一部区間の廃止に伴い、交差点隅切り部の一部区域を廃止する。

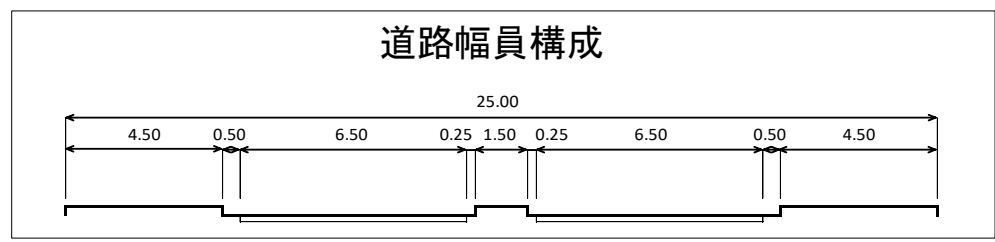


上田都市計画道路の変更 計画図(長野県決定) 3・3・2号 下之条吉田線



変更区間
3・5・18号下堀山口線の一部区間の廃止に伴い交差点隅切り部を廃止する。

凡 例	
	既決定区間
	廃止区間
	市決定による廃止区間

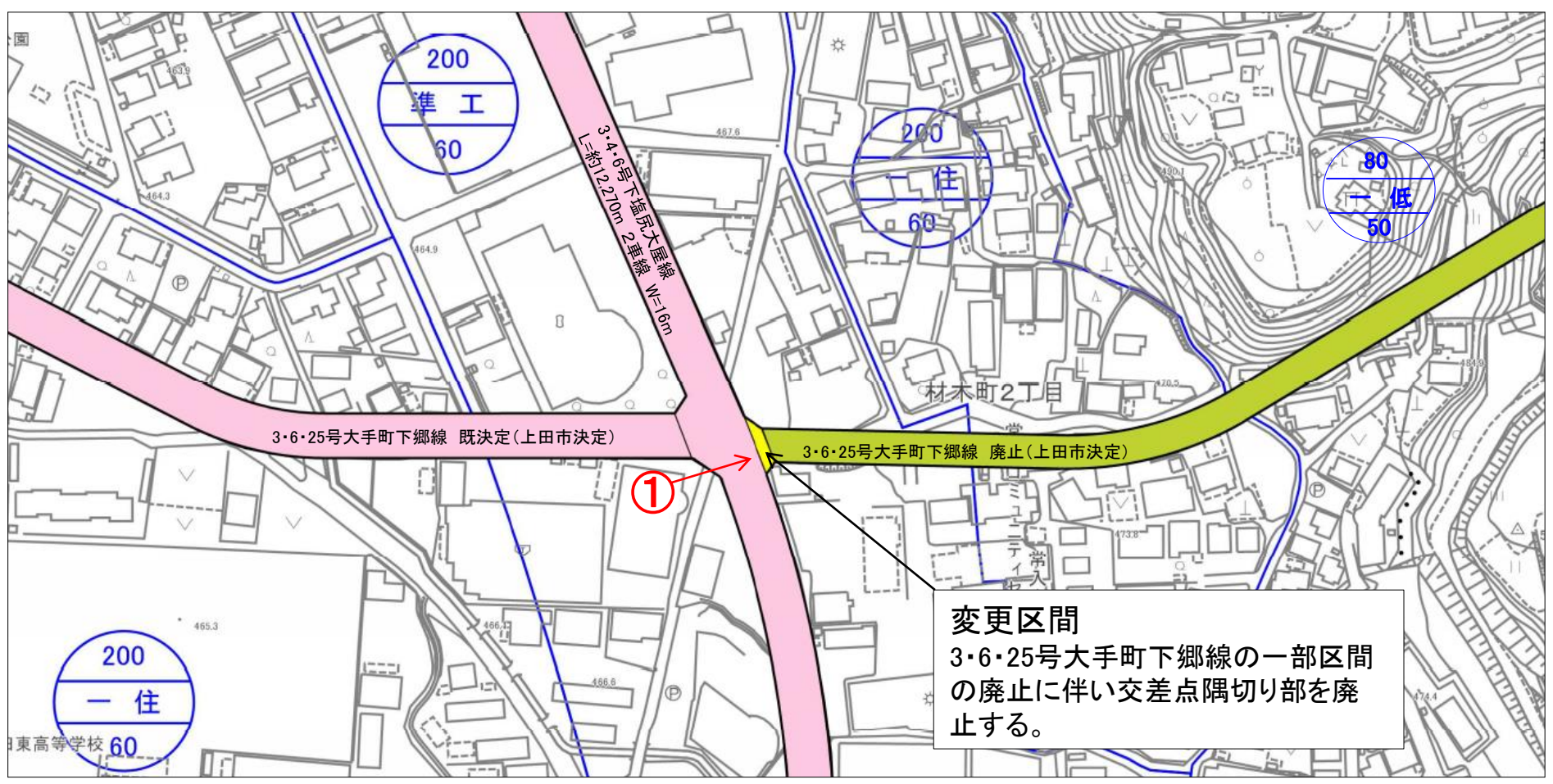


上田都市計画道路3・3・2号 下之条吉田線の変更について 変更理由

本路線と交差する上田市決定の3・5・18号下堀山口線の一部区間の廃止に伴い、交差点隅切り部の一部区域を廃止する。

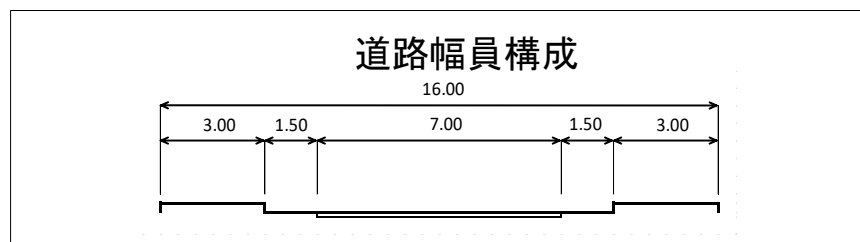


上田都市計画道路の変更 計画図(長野県決定) 3・4・6号 下塩尻大屋線 その1



変更区間
 3・6・25号大手町下郷線の一部区間の廃止に伴い交差点隅切り部を廃止する。

凡 例	
	既決定区間
	廃止区間
	市決定による廃止区間



上田都市計画道路3・4・6号 下塩尻大屋線の変更について 変更理由

本路線と交差する上田市決定の3・6・25号大手町下郷線の一部区間の廃止に伴い、交差点隅切り部の一部区域を廃止する。

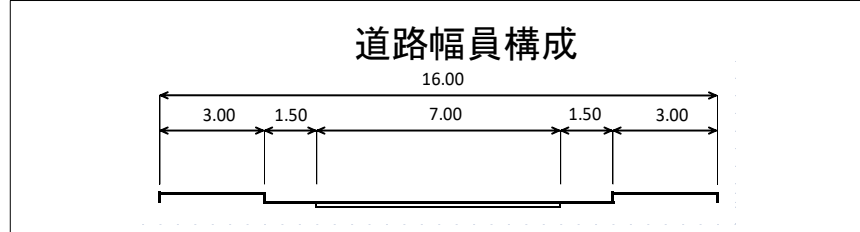


上田都市計画道路の変更 計画図(長野県決定) 3・4・6号 下塩尻大屋線 その2



変更区間
 3・4・7号上田駅川原柳線の一部区間の廃止に伴い交差点隅切り部を廃止する。

凡 例	
	既決定区間
	廃止区間
	市決定による廃止区間

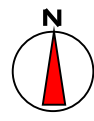
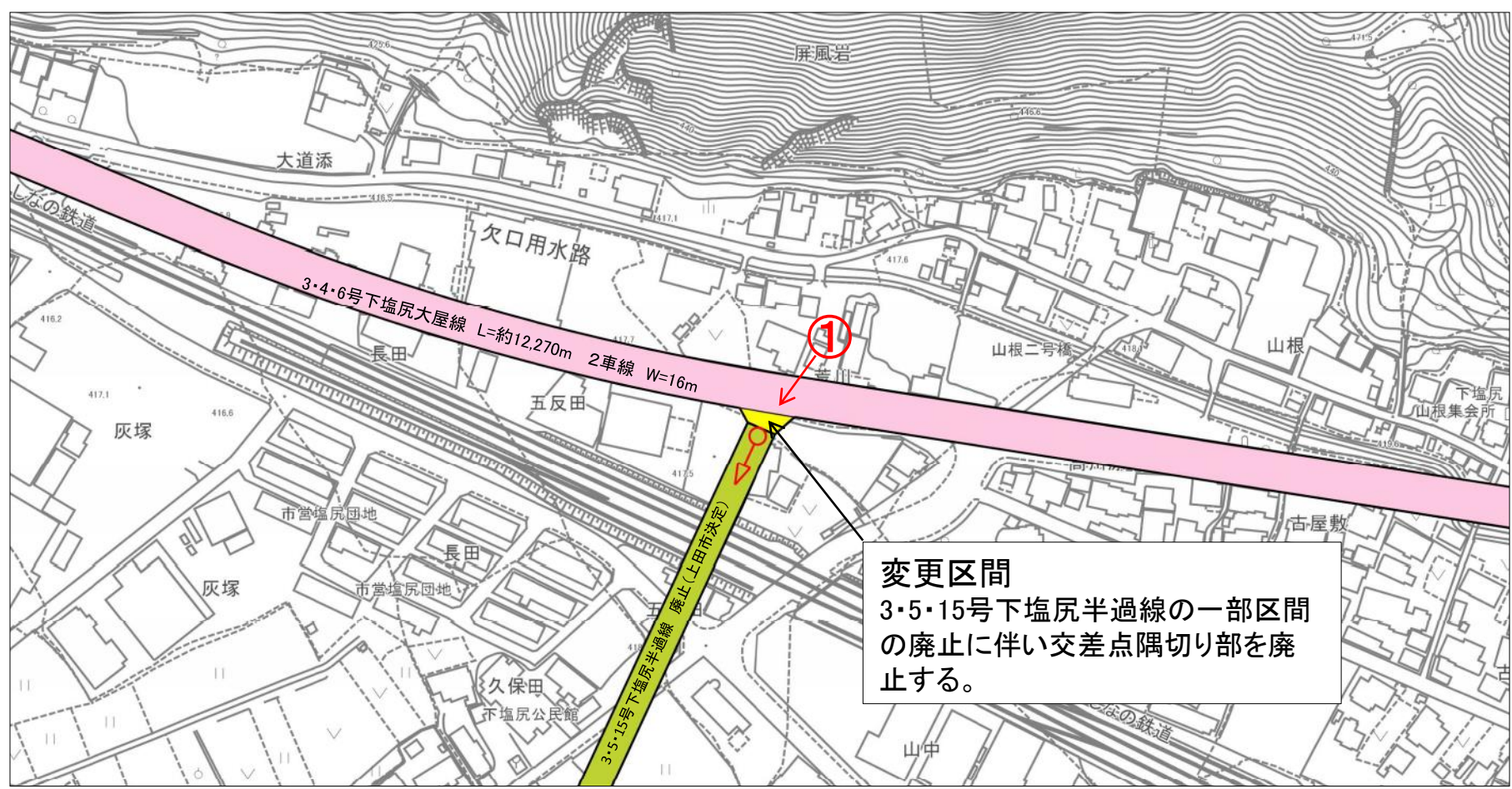


上田都市計画道路3・4・6号 下塩尻大屋線の変更について 変 更 理 由

本路線と交差する上田市決定の3・4・7号上田駅川原柳線の一部区間の廃止に伴い、交差点隅切り部の一部区域を廃止する。

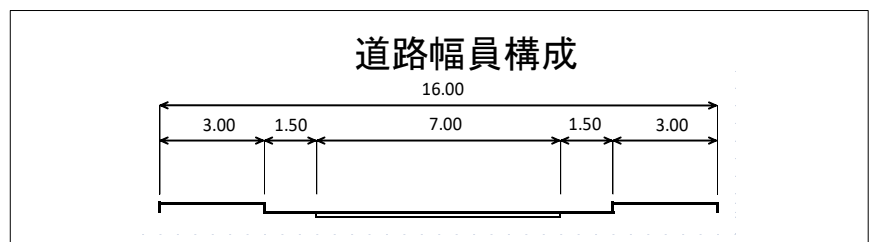


上田都市計画道路の変更 計画図(長野県決定) 3・4・6号 下塩尻大屋線 その3



変更区間
 3・5・15号下塩尻半過線の一部区間の廃止に伴い交差点隅切り部を廃止する。

凡 例	
	既決定区間
	廃止区間
	市決定による廃止区間

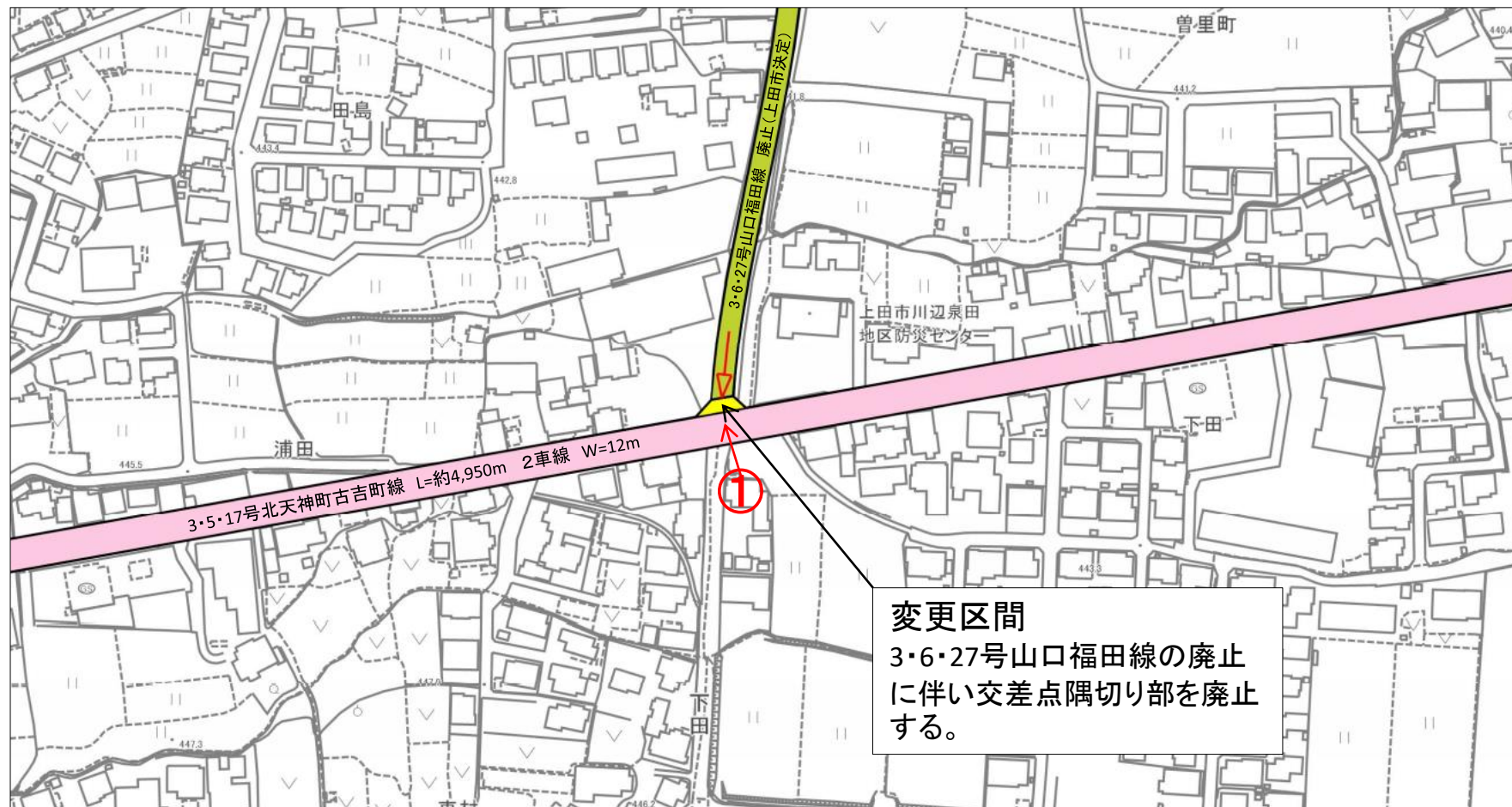


上田都市計画道路3・4・6号 下塩尻大屋線の変更について 変 更 理 由



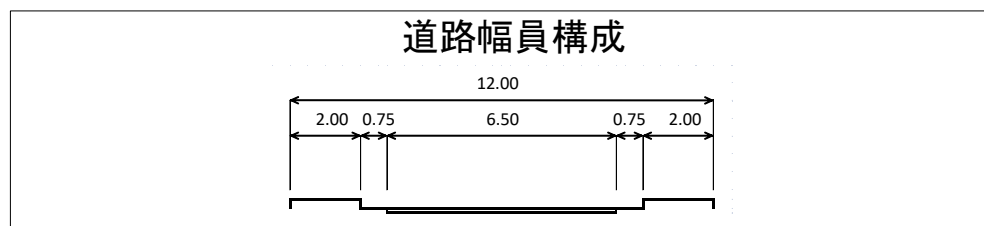
本路線と交差する上田市決定の3・5・15号下塩尻半過線の廃止に伴い、交差点隅切り部の一部区域を廃止する。

上田都市計画道路の変更 計画図(長野県決定) 3・5・17号 北天神町古吉町線



変更区間
 3・6・27号山口福田線の廃止に伴い交差点隅切り部を廃止する。

凡 例	
	既決定区間
	廃止区間
	市決定による廃止区間

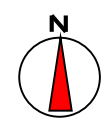
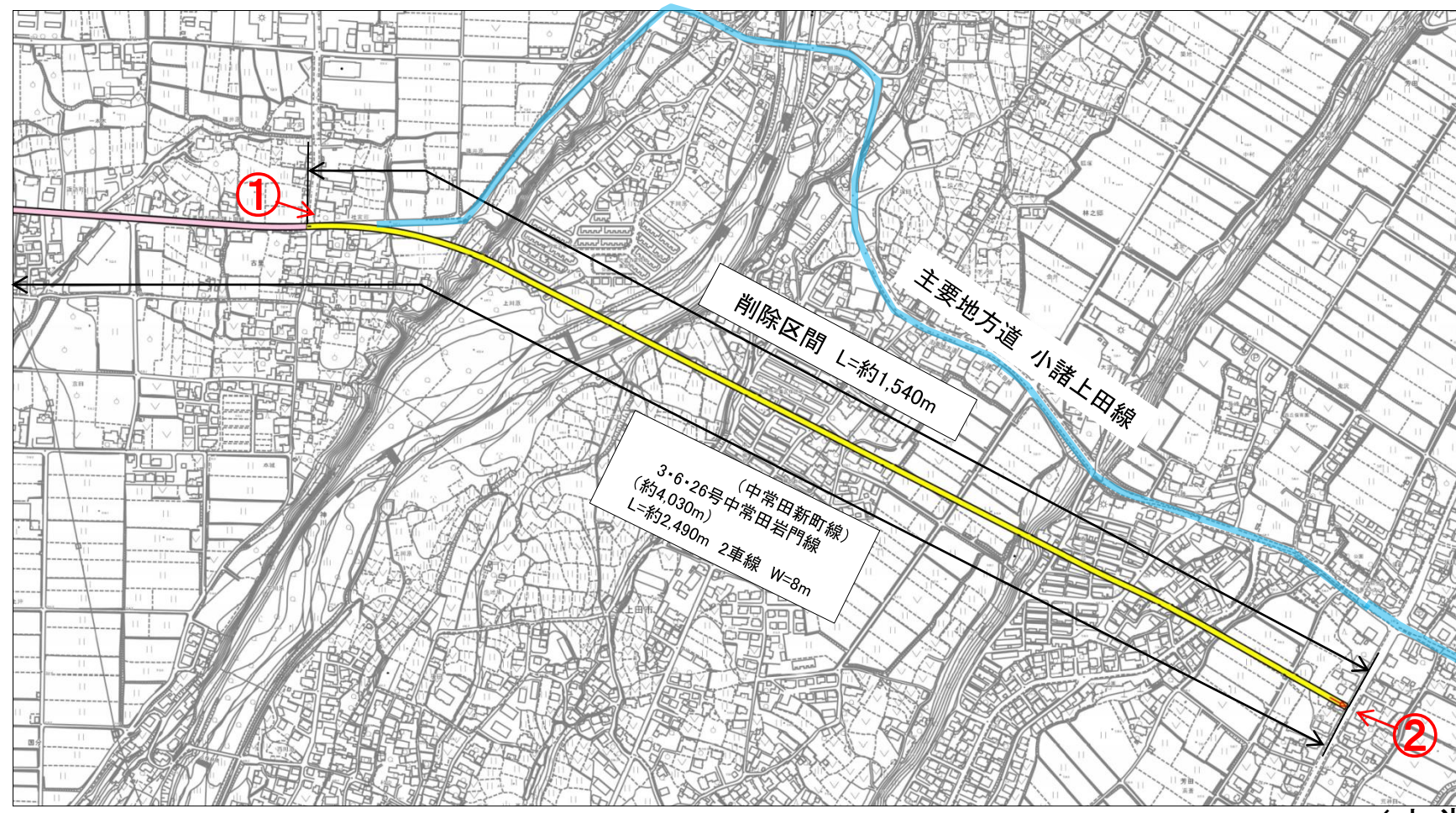


上田都市計画道路3・5・17号 北天神町古吉町線の変更について 変更理由

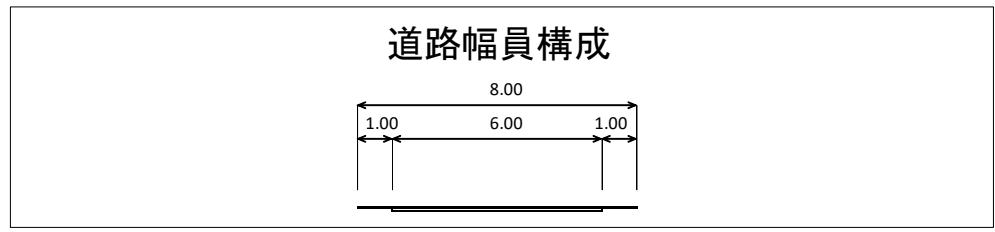


本路線と交差する上田市決定の3・6・27号山口福田線の廃止に伴い、交差点隅切り部の一部区域を廃止する。

上田都市計画道路の変更 計画図(長野県決定) 3・6・26号 中常田岩門線
 (中常田新町線)



凡 例	
	既決定区間
	廃止区間
	市決定による廃止区間



(中常田新町線)
 上田都市計画道路3・6・26号 中常田岩門線の変更について
 変 更 理 由

終点側の一部区間においては、主要地方道小諸上田線が幅員8mで接近して整備されており、変更区間の代替路線の役割を担っていることから、終点側延長約1,540mを廃止して終点を変更するとともに、路線名を中常田岩門線に変更する。

